

平成24年度財務定期監査（第2期）の結果に基づき講じた措置等（行財政局行政監察部）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>6 行財政局行政監察部監察室</p> <p>(1) 職場への啓発について</p> <p>契約その他の支出負担行為に関する取扱いについて</p> <p>これらのルールの意味づけと具体的な運用の浸透に取り組みたい。</p> <p>ア 契約行為に関する専決規程</p> <p>各専決規程において、物件労力その他の調達・委託・請負などの契約の種類に着目した項と、諸集会又は諸行事の開催のように事象の位置付けに着目した項、さらには「その他の契約」や「謝金その他これらに類するもの」の項などが並列され、適用の優先順位が明らかではないため、決裁区分の適用が所属によって異なっている事例があった。</p>	<p>業務改善の一環として、事務執行の参考となる「新たな専決調達事務処理Q & A」を平成28年3月28日に策定し、職員に周知している。</p> <p>また、専決規程の適切な運用がなされるようにするため、「専決規程の手引き(案)」を策定し、周知する予定である。</p> <p>今後も適宜マニュアル等の更新・充実を行うとともに、ルールの周知徹底を図る。</p>	<p>措置済</p>